

## 国の補助制度に関するFAQ

NO	補助事業	質問内容	回答
1	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児とは、具体的にどのような医療的ケアが必要な児童を言うのか。	本事業の実施要綱では、「医療的ケア児」を「人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童」と定義しています。このため、対象児童が医療を要する状態にあるか等は、対象児童の主治医等の専門家の判断等も仰ぎながらご判断ください。なお、今回の実施要綱の改正により、「医療的ケア児」の定義を「障害児」から「児童」に変更していますが、変更前・変更後に関わらず、基本的には同義です。
2	医療的ケア児保育支援事業	保育所等への委託ではなく、補助金の交付により本事業を実施することは可能か。	本事業の対象経費に「補助金及び交付金」を含めているため、保育所等へ補助金を交付することにより本事業を実施することは可能です。
3	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の①(保育所等への看護師等の配置)を行わず、②～⑦の取組のみを実施した場合、国庫補助の対象となるか。	②～⑦の取組は、補助金の加算分として整理しているため、①(保育所等への看護師等の配置)を実施している自治体のみ②～⑦の取組に係る加算を行うこととなります。
4	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の①(保育所等への看護師等の配置)について、保育所等で看護師を直接雇用するだけでなく、派遣により実施することは可能か。	受け入れている医療的ケア児や、保育所の体制整備の状況などにより、医療機関等において雇い上げた看護師等を派遣する方法も可能です。
5	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の①(保育所等への看護師等の配置)について、既に保育所等に配置されている看護師等は、本事業の国庫補助の対象となるか。	本事業の国庫補助の対象となる看護師等は、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医療的ケアに従事する職員として配置した看護師等に限ります。ただし、既に配置されている看護師等であっても、医療的ケアに従事する職員として配置されていると認められる場合には、国庫補助の対象として差し支えありません。
6	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の①②③の「保育士等」について、子育て支援員は含まれているか。	子育て支援員も含まれます。ただし、実際の配置に当たっては、本事業の趣旨や業務内容を十分考慮した上でご判断いただくようお願いいたします。
7	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の⑤(ガイドラインの策定)について、策定時だけでなく改定時も国庫補助の対象とできるか。	ガイドラインを改定した場合であっても、専門家の意見を聴取する等、改定のための費用が発生した場合は、国庫補助の対象としていただいで差し支えありません。
8	医療的ケア児保育支援事業	実施要綱4(3)対象事業の⑥(検討会等の設置)について、設置初年度だけでなく、翌年度以降も検討会を設置している場合には、国庫補助の対象となるのか。	検討会を設置している場合、それぞれの年度において国庫補助の対象となります。
9	障害児受入促進事業	医療的ケア児を受け入れる保育所等に対する施設整備や備品購入のための補助事業はあるか。	保育環境改善等事業(環境改善事業)のうち、障害児受入促進事業において、医療的ケア児を受け入れる場合の改修や設備の整備(備品の購入等)の補助を実施しています。本事業については、改修だけではなく、設備の整備(備品の購入等)を実施する場合にも対象となります。また、過去に同事業の補助を受けている保育所等についても、再度、補助の対象となります。

NO	補助事業	質問内容	回答
10	医療的ケア児保育支援事業・障害児受入促進事業	医療的ケア児を受け入れるために備品を購入する場合、医療的ケア児保育支援事業と障害児受入促進事業のどちらで国庫補助の申請を行えば良いか。	両事業の国庫補助の要件を満たす場合には、どちらの事業に国庫補助の申請をしていただいても差し支えありません(この場合、経費の二重申請とならないよう十分ご注意ください。)
11	広域的保育所等利用事業	医療的ケア児を保育所等へ送迎支援するための補助事業はあるか。	保育所等への送迎支援については、広域的保育所等利用事業(こども送迎センター等事業)において補助を実施していますが、本事業の対象児童は、障害等により保護者による送迎が困難な家庭の児童を含みます。また、対象児童の自宅等から、保育所等へ直接送迎を行う場合にも、国庫補助の対象としていますので、積極にご活用ください。なお、本事業の実施にあたっては、送迎付き添い保育士等を配置するとともに、医療的ケア児の安全面や、保育所等と保護者との密接な連絡が取れる体制整備に十分配慮いただくようお願いいたします。